

事 務 連 絡

平成20年7月24日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部） 御中

厚生労働省保険局総務課
高 齢 者 医 療 企 画 室

仮徴収が行われる被保険者に対する普通徴収に係る納期の設定等について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年度の保険料徴収に関し、年金からの特別徴収に係る仮徴収が行われる被保険者について、平成20年10月以降の特別徴収（本徴収）を行わない場合は、普通徴収の方法により保険料を徴収することとなりますが、当該普通徴収の納期設定を市町村条例に規定する納期どおり第1期からとすることにより、8月は特別徴収（仮徴収）と普通徴収を重複して行うこととなる市町村が見受けられます。

同一月内に同一被保険者に対し特別徴収（仮徴収）と普通徴収を行うことは、保険料を二重に納付するもの等の誤解を生じさせるおそれがあることから、8月に特別徴収（仮徴収）が行われる被保険者から普通徴収の方法により徴収する保険料の8月納期分について、下記のとおりのお対応を行っていただくよう、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、すでに納付書等を発送した被保険者から問い合わせを受けた場合には、二重に徴収するものではないこと、普通徴収の納期を多くすることにより、一回当たりの納付額を小さくするものであること等を丁寧に説明するとともに、普通徴収分について納付が困難な状況がある場合は分割納付や徴収猶予を行う等、きめ細かな対応を行っていただくよう併せてお願いいたします。

記

1 本件における対応

平成20年度の仮徴収の対象者であり、10月以降の特別徴収の中止処理を8月に行うことにより普通徴収へ切り替わり、当該普通徴収の納期が8月から設定される被保険者について、納期を10月からの設定とする。（9月からの設定でも差し支えない。）

2 対応方法

保険料の納期設定処理はシステムの根幹部分にあたり、納期変更に係るプログラムを短時間で作成することは困難であるため、市町村において使用する既存のシステムの仕様等に応じて、以下のとおりの対応を行っていただきたい。

(1) 保険料の減額賦課により特別徴収が中止となる被保険者についての納期設定

ア 一括して納期設定を行うことが可能な場合

納期設定に係る運用パラメータを使用し、広域連合における異動賦課（減額賦課）に基づき、一括して10月以降の納期設定を行う。

イ 一括して納期設定を行うことが不可能な場合（ウの場合を除く）

一括して納期設定を行うことが不可能なシステムを使用している市町村においては、個別に10月以降の納期設定を行う。

ウ 既存のシステムが年度途中の納期の変更に対応していない場合

納期設定についての対応は行えないことから、被保険者からの問い合わせに対し丁寧な説明及び納付についてのきめ細かな対応を行う。

※ア及びイについては、各市町村において、納入通知書及び8月納期分の納付書を発送するまで（8月中旬）に処理することが必要。

(2) 平成20年度の特別対策に基づく申し出により口座振替への変更が認められた被保険者についての納期設定

個別に納期設定を行うことが可能な市町村においては10月以降の納期設定を行い、(1)のウに該当する市町村においては、9月以降の納期設定となるよう特別徴収の中止処理を行う時期を遅らせることとする。（国保連への通知は8月25日までに行う。）

3 状況の把握等について

本件についての市町村の状況を把握する必要があることから、後日必要な調査を依頼する。

なお、来年度については、特別徴収と普通徴収が重複して行われることのないような納期設定を行うため（高確法施行規則第95条に規定する場合を除く）、全市町村においてシステムの改修を行うことを予定しており、詳細については、おって連絡する。